

平成 28 年度 農業委員会総会

議 事 録

日 時 : 平成 28 年 5 月 30 日 午後 1 時 30 分～

場 所 : 坂出市水道局 3 階大会議室

署名委員

8. 吉 川 昭 男

19. 大 林 正 利

坂出市農業委員会

出席委員 28名

- | | | | |
|-----|--------------|-----|------------------|
| 1番 | 井上 雅史 | 16番 | 楠井 常夫 |
| 2番 | 木下 得代 | 18番 | 平田 正幸(会長) |
| 3番 | 寺嶋 秀行 | 19番 | 大林 正利 |
| 4番 | 綾野 英晴 | 20番 | 大西 和男(農地部会長職務代理) |
| 5番 | 梶野 和幸 | 21番 | 新谷 豊敏(会長職務代理) |
| 6番 | 松下 良夫(農政部会長) | 23番 | 北山 定男 |
| 7番 | 藤井 正和 | 24番 | 猪熊 重敏 |
| 8番 | 吉川 昭男 | 26番 | 大原 眞路(農地部会長) |
| 9番 | 大久保 久雄 | 27番 | 若杉 輝久 |
| 10番 | 酒本 修 | 28番 | 東山 光徳 |
| 11番 | 細谷 秀樹 | 29番 | 中村 康男(会長職務代理) |
| 12番 | 町川 博俊 | 30番 | 藤本 俊彦 |
| 13番 | 平田 忠司 | 31番 | 小原 邦彦 |
| 14番 | 若谷 修治 | | |
| 15番 | 河崎 正一 | | |

欠席委員 2名

- | | |
|-----|------------------|
| 22番 | 中村 一信 |
| 25番 | 梶野 方伯(農政部会長職務代理) |

事務局出席者

- | | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 細川 英樹 |
| 事務局長補佐 | 藤井 良清 |
| 事務局次長 | 岡崎 伸一郎 |
| 書記 | 田路 幸子 |

【細川事務局長】

みなさんこんにちは、定刻を少々過ぎましたが、ただいまより平成 28 年度 坂出市農業委員会通常総会を開会致します。

開会に当たりまして、平田会長よりご挨拶を申し上げます。

『平田会長』

平成 28 年度 坂出市農業委員会 通常総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 本日は、公務大変お忙しい中を、

綾 市長 様 をはじめ、

若杉 市議会議長 様、

斉藤 市民建設委員長 様、

松浦 香川県農業会議事務局長 様、

宮本 建設経済部長 様、また

横矢 産業課長 様 のご臨席を賜りまして、

盛大に総会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

ご来賓の皆様方には日頃より、本市農業委員会活動に多大なご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

また、本日お集まりの委員の皆様方におかれましても、農地部会、農政部会でのご審議だけでなく、それぞれの地域の農業者の代表者として、活躍して頂いておりますことに対しまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、わが国の農業・農村を取り巻く状況は、農業就労者の高齢化と担い手不足の進行、耕作放棄地の増加、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況にあります。

国においては、昨年 8 月 28 日に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」案が成立しました。その中の農業委員会法の改正内容の主な点として、「公選制の廃止」、「農地利用最適化推進委員の新設」、「建議の削除及び農地利用最適化推進施策の改善意見の義務化」などがあり、これは農業環境のみならず、今後の農業委員会のあり方も大きく変化させるものであります。

こうした情勢の中、本市農業委員会においては、平成 29 年 7 月の現任委員の任期満了日までは引き続き現在の体制を維持し、その任期満了時に新制度に基づく体制に移行する予定ですが、新しい本市農業委員会のあり方を協議するため、本年 3 月に「農業委員会法改正に伴う検討委員会」を発足させ、新たな農業委員及び推進委員の定数や選任方法等について議論を進めてまいりました。

また、法制度運用の公正・公平性に留意し、農地法の許認可業務をはじめ、担い手の確保・育成、遊休農地の把握と利用意向調査、農業者年金の加入促進、農業者との意見交換会、坂出市農業経営者協議会への支援など、各種事業に鋭意取り組んでまいりました。

その取り組みに際しましては、市当局をはじめ、香川県農業会議、香川県農地機構、香川県農業協同組合、中讃農業改良普及センターなど、関係機関各位から格段のご指導・ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

【細川事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、ご来賓の方々よりご祝辞を頂戴したいと存じます。
まず最初に、坂出市長 綾 宏 様 よろしくお願ひいたします。

【綾市長】

改めましてこんにちは。農業委員の皆さんが、お揃いになりまして総会を開かれますこと、まことに喜ばしいことと存じます。

今、会長の方からのご挨拶にもありましたが、まさに農業を取り巻く環境は本当に厳しくなってきました。

私、市政方針の中で昨年・今年と「坂出市が生き残るために」まさに農業が生き残るためにどのような政策をしてゆくのか、大きな問題だと考えております。

今回の 60 年ぶりの農業委員会法の改正というのは、本当に前を向いて行くのか、切り開いて行くかご検討のことと思ひますが、担い手をどうやって育成していつて、どうやって事業を拡大して行くか、大きな問題だと思ひます。

そんな中でやはり零細な農家から大きな法人まで、それを一緒にしていいものかという大きな問題が残っていると思ひるので、ぜひ農業委員会の在り方から、最近の農業委員の皆様には仕事がどんどん増えてきたというところもある、そういったことの精査も必要なのかなと思ひます。

それから、将来の農業に対するいろいろな取り組みなどを真剣に考えていく、いい機会だと捉えて前向きな話しも農業委員会の新しい改正法、また選出方法等にもご検討いただきたいと思います。今後の農業委員の皆さんの、また各個人個人のご活躍に期待したいと思います。今日は本当におめでとうございました。

【細川事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、坂出市議会 議長 若杉 輝久 様よろしくお願ひいたします。

【若杉議長】

改めまして皆様こんにちは。坂出市農業委員会総会の開催にあたり、市議会を代表致しまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご出席の皆様方におかれましては、本市の農業生産力の強化並びに農業者の地位向上について、多大の貢献をいただいております、感謝を申し上げます。

申し上げますまでもなく先程来お話しに出ておりますけれども、農業を取り巻く状況は高齢化・担い手不足、更にはTPP協定等を受け環境が激変することが予測されております。

市議会といたしましても、本市の基幹産業のひとつである農業の振興を目途に、機会ごとに関係者の皆様への施策の周知徹底を図るなど、地域の皆様方の農業の実態に則したのものとなるように、積極的に共に考え取り組んでまいり所存でございます。

皆様方におかれましてもご苦勞とは思ひますが、本市農業施策の円滑な推進のため一層のご尽力とご協力を賜りますよう、切にお願ひ申し上げます。今日は総会誠にめでとうございます。

【細川事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、香川県農業会議、事務局長 松浦 克典 様よろしくお願ひいたします。

【松浦事務局長】

農業会議の松浦でございます。本日はこの総会にお招きいただきまして誠にありがとうございます。

香川県農業会議事務局長祝辞

【細川事務局長】

ありがとうございました。

本来でありましたら、ご来賓の方 皆様よりご祝辞を頂くところでございますが、時間の関係もございますので、ご臨席の方々のご紹介をさせていただきます。

- ・ 坂出市議会 市民建設委員長 齊藤 義明 様でございます。
- ・ 坂出市建設経済部長 宮本 智裕 様でございます。
- ・ 坂出市産業課課長 横矢 一司 様でございます。

なお、公務のため、綾 市長 様 におかれましては、ここで退席をさせていただきます。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

若杉市議会議長様は、農業委員の席に移動をお願い致します。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数30名の内28名の出席をいただいております。従いまして、坂出市農業委員会総会会議規程5条によりまして、本日の総会が成立していることを、ご報告致します。また中村一信委員と梶野方伯委員からは、欠席届と委任状の提出をいただいておりますことを併せてご報告いたします。

次に、議長の選出でございますが、総会会議規程第6条によりまして、「総会の議長は会長が行う」と規定されておりますので、平田会長よろしくお願ひ致します。

『平田会長』

それでは、私の方で議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、本日の議事録署名委員及び書記を選任させていただきます。

議事録署名委員は、

【8番、吉川 委員】さん、そして【19番 大林 委員】さんの両名にお願ひいたします。

なお、書記につきましては岡崎次長と田路主事にお願ひします。

それでは、ただいまから、審議に移らせて頂きます。

まず、第1号議案「平成27年度事業報告」を議題に供します。

平成27年度 事業報告につきましては、先ほどのご挨拶で申し上げました内容と重複いたしますので、お目通しをお願いいたします。

次に、平成27年度の主要業務について事務局より報告いたしたいと思えます。

『藤井事務局長補佐』

それでは、事務局より「平成27年度主要業務」につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料の3ページから5ページをご覧ください。平成27年4月から平成28年3月までの活動状況でございます。

時間の関係もございませうので、主な業務のみを申し上げます。

定例行事といたしましては、毎月7日開催の農家相談を合計12回、毎月25日開催の農地部会を12回、農政部会を同じく12回開催しております。

それから、6月に通常総会、11月に香川県農業会議主催の研修会、9月に遊休農地解消の為の全体会議を開催し、各地区毎に遊休農地の現地確認を実施しました。

その他、県内8市9町で構成する「市町農業委員会会長会」、8市で構成する「8市農業委員会会長協議会」、中讃地区3市5町で構成する「中讃地区農業委員会連合会」「中讃農業改良普及協議会」などを通じまして、各市町・関係機関・団体と連携を取りながら、農業委員会業務の円滑な推進に努めてきたところであります。

そのほかの業務につきましては、お目通しを頂きたいと存じます。

以上で、平成27年度「主要業務」の説明とさせていただきます。

『平田会長』

続きまして、農地部会関係につきましての事業報告を、大原農地部会長より報告をお願いいたします。

『大原農地部会長』

失礼いたします。それでは、私より第1号議案 平成27年度事業報告 のうち農地部会関連の報告をさせていただきます。

資料の6ページをお開きください

農地部会は毎月25日を定例日と定め、午前9時より開催しております。毎回、大半

の方々にご出席を頂きまして、農地法等の許認可案件について審査を行いました。

審査にあたっては、申請の必要性・確実性・緊急性を精査するとともに他法令にも留意しながら審査しました。

また無断転用案件など事前に現地確認が必要と思われるものは、部会前日に農地部会長及び現地調査委員3名で現地調査を実施し、必要に応じて指導も行いました。

平成27年度における許認可案件については、下段の表にありますとおり、3条関係からその他案件まで、通算で623件について審査を行いました。

前年度と比較して、全体で77件、約22haの増加となっております。そのうち農地法第3条は13件、44,190㎡の減少となっております。

農地法第4条と5条の農地転用は、合計で4件の減少、面積は8,327㎡の増加となっております。

利用権設定は、102件、242,306㎡の増加となっております。

27年度の内訳は、資料の10ページから13ページに掲載しておりますので、ご覧ください。また年度ごとの比較表は、資料の33ページから38ページに掲載しております。

次に、農地無断転用防止事業について

農地の無断転用は、税務課からの情報提供や農家相談等により発見するケースが大半であります。

無断転用は、違法行為である旨を周知するとともに、適正な農地転用申請を提出することを指導してまいりました。

また、「農業委員会だより」でも、農地法の違法行為であることを啓発し、防止に努めています。

資料の8ページをご覧ください。

定例農家相談は、毎月7日を定例農家相談日と定め、農地部会委員1名・農政部会委員1名の輪番制で出席を頂き、午前9時から11時まで農家の相談を受け付けました。相談実績は、8ページの表にあるとおりです。

また、遊休農地の相談に対しては、農地所有者に通知書を送付し、解消するよう指導をしてまいりました。

次に、農地機構への農地の集積状況ですが、農地集積専門員と地元農業委員、JA職員、産業課職員と連携して、遊休農地の解消と新規就農者への支援を図りました。

相続等の届出・農地所有適格法人に対する勧告・和解の仲介については、9ページにあるとおりでございます。

以上で、平成27年度 農地部会の事業報告を終わります。

『平田会長』

続きまして、農政部会関係につきましても事業報告を、松下農政部会長より報告願います。

『松下農政部長』

それでは、私より第1号議案「平成27年度事業報告」のうち農政部会関連の報告をさせていただきます。

14ページからでございます。

農政部会は、毎月25日を定例会と定め、午前10時に開催し、平成27年度事業計画（案）、農業経営改善計画認定申請、農業振興地域整備計画変更事前協議、新規就農計画認定申請等について審議を行ってきました。

また、地域農業の担い手となる農業経営者を確保・育成するため、認定農業者への貸し手となる農家の説得、利用権設定の集積を図り、農地の有効利用に努めてまいりました。

さらには、全国農業新聞の推進、農業者年金の加入促進、有害鳥獣対策や女性農業委員の研修会等も実施しました。

農政部会での審議実績は、14ページの表にあるとおりです。

次に、農業者との意見交換会の開催について

坂出市農業経営者協議会の会員と、坂出市長・中讃農業改良普及センター次長・坂出市農業委員会役員による意見交換会を、平成27年10月30日開催し、活発な意見が交わされました。

続いて農業委員会だよりの発刊について

農業委員だよりは、農業委員会唯一の情報発信の機関紙であることから、平成23年度から農業委員による編集委員を設け、編集委員会の中で内容等を協議し、「委員会だよりの」を編集してまいりました。

毎年12月に、農業委員会の活動内容等を掲載し、市内全農家に配布しております。第29号「農業委員会だよりの」の主な掲載内容は、15ページのとおりでございます。

次に、農地利用集積事業について16ページをご覧ください。

農業の中核的担い手である農地所有適格法人と認定農業者を確保・育成するため、農用地利用集積計画を始めとする利用権の集積等を通じて、農地の有効利用、保有合理化の促進、地域農業の振興、農業構造の確立に努めました。

農地利用集積の実績は16ページの表のとおりでございます。

目標の100haには届きませんでしたでしたが、414件・約95haの実績になりました。

市単独農地流動化助成金交付事業について

認定農業者が、新規に6年以上の賃貸借の設定をした場合に助成金を交付するもので、27年度は、5つの経営体に268,200円を助成しております。

認定農業者等担い手の育成及び確保について

地域の担い手となる農業経営者の確保・育成及び新規就農者の支援をする為、関係機関と連携し、27年度においては、新たに認定農業者3経営体と新規就農者5名を認定しました。

農業者年金業務について

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、制度の広報活動を実施し、現況届などの業務に努めてまいりました。

次に、18 ページをご覧ください。

経営改善支援活動事業について

認定農業者等、意欲と能力のある農業経営者で組織する『坂出市農業経営者協議会』に対し、関係機関の指導と協力を得て、先進地の視察研修・簿記記帳講習会・確定申告相談会などを開催し、知識の向上や会員相互の連携・意識の高揚に努めました。

会議の実施状況については18 ページの表にあるとおりです。

農地利用状況調査・農地利用意向調査について 19 ページをご覧くださいと思います。

市内全域を対象に、農地の利用状況を調査しました。また遊休農地の利用意向調査も併せて実施しました。

遊休農地所有者等に対して、農業委員が戸別に利用意向調査を行なったことで、農地利用集積が進み、遊休農地解消に一定の成果があったものと認識しております。一方で新規の遊休農地も発見され、合計面積ではほぼ横ばいの状況にあります。

調査結果は39 ページに掲載しておりますのでご覧下さい。

以上で平成27年度 農政部会に関する事業報告を終わります。

『平田会長』

ただいま第1号議案につきまして報告がございましたが、この件につきましてご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

『平田会長』

別段、ご意見もないようですので、第1号議案 「平成27年度事業報告」については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声あり >

承認をいただける方は、拍手をお願いします。

< 拍手多数 >

『平田会長』

ありがとうございました。 それでは、第1号議案「平成27年度事業報告」については、原案どおり承認することといたします。

『平田会長』

続きまして、第2号議案「平成28年度事業計画（案）」を議題に供します。

第2号議案、平成28年度 事業計画（案）

農業就労者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などから本市農業を守り発展させるため、下記事項を重点事項として、香川県農業会議・香川県農地機構・中讃農業改良普及センター・JA香川県農協・坂出市などの関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、鋭意取り組んでいくものとする。

また農業委員会法改正に伴う本市農業委員会の、新しい体制の確立に向けた取り組みを進めていく。

1. 農地等の利用の最適化の推進
2. 農地の利用状況調査と土地利用意向調査
3. 担い手への農地集積、権利関係の調整、優良農地の確保
4. 認定農業者の育成と農業経営者協議会への支援
5. 農業者年金の加入促進・強化
6. 農業経営者に対する情報提供
7. 要望活動の取り組み・就農者の意見集約

なお、重点項目につきましては事務局より、また農地部会・農政部会の事業計画(案)につきましては、両部会長より報告を申し上げます。

では主要業務と平成28年度予算について、事務局の説明を求めます。

『藤井事務局長補佐』

それでは、事務局より、平成28年度 事業計画(案)の内、重点事項について説明させていただきます。

資料の21ページをお開きください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置される行政委員として、農地法その他の法律により、その権限に属された事務及び農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用の促進に関する事務等を実施しています。

このうち、法令事務については、農業委員会の判断で事務処理がなされていることから、公平性・透明性が強く求められております。このことから、活動計画の策定、議事録の公表等、『農業委員会の見える化』により取り組むものとします。

その第1点目は、議事録の縦覧・公表
個人情報保護条例等に十分留意の上、農業委員会窓口への設置。

2点目は、総会及び農地部会の開催日の周知
「農業委員会だより」及び農業委員会窓口等の掲示をする。

3点目は、活動計画等及び点検・評価・公表
当該年度の活動に対する点検・評価、及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討であります。

農業委員の取り組みとしては、① 活動の記録と報告、② 年間活動目標の設定と結果の報告、③ 定例農家相談の実施に取り組んでまいります。

続いて22ページをご覧ください。

平成28年度においても、昨年と同様、利用状況調査と利用意向調査を実施し、担い手農家への利用集積を促すことにより、遊休農地の解消を図ってまいります。

遊休農地の解消目標面積は10haとし、委員1人当たり、3,000㎡以上を目標とします。

次に、23 ページをご覧ください。

平成28年度 農業委員会歳出予算について、ご説明をさせていただきます。

農業委員会予算 総額 3,743 万 8 千円

うち農業委員報酬 1,178 万 7 千円

報償費 49 万 1 千円

交際費 7 万円

需用費 86 万円 5 千円

役務費 27 万円 6 千円

などであります。平成28年度は、2年に一度の農業委員視察研修がございます。その関係で旅費が50万5千円と増額になっております。以上で事務局からの説明を終わります。

『平田会長』

続きまして、農地部会関係につきましては、大原農地部会長に説明をお願いします。

『大原農地部会長』

それでは資料の24ページをお開きください

農地は、国民の基本的な食料の安定供給のための生産基盤であるばかりでなく、水源のかん養・洪水調整・大気の浄化・風致景観など、極めて多くの機能を有するかけがえない資源でございます。

農地部会におきましては、多面的機能を有する農地を守るため、農地法を遵守し農地法等の許認可業務を始めとする諸問題について、農家の立場を考慮しつつ関係法令に照らし、公平かつ迅速な処理を行うこととしております。

また業務の遂行に当たっては、透明性・公平性に留意し、『農業委員会活動の見える化』に努めるものとしております。

農地法等許認可業務について

農地部会は、毎月20日(休日の場合は翌日)を定例日と定め午前9時に開催する。

- 農地法第3条申請については、農地の下限面積や通作距離、経営状況等、農地の取得要件を十分調査し、農地が効率的・有効的に利用できるのか否かを審議する。
- 農地法第4条・5条申請については、特に転用申請の必要性・確実性・緊急性の3要素を満たしているか否か、土地改良区の同意や被害防除計画書の添付があるか否か、また隣接農地関係者の同意の必要性などを十分調査するとともに、農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法、建築基準法などの関係法令にも留意し、公平かつ公正な審議をいたします。

- 非農地証明願については、農地法施行前（S27.10.21）より非農地であるか、自然災害により農地としての復旧が著しく困難であるか、やむを得ない事情により20年以上にわたり耕作が放棄され農地としての復旧が著しく困難であるか等について、農業委員の現地調査を行い判断いたします。

無断転用防止事業について、

無断転用は、毎年1ha程度確認していますが、大部分が住宅用地等であり過去において既に完了しているものも多く見受けられます。

優良農地を守る為、農業委員による無断転用防止パトロールを行うとともに「農業委員会だより」や市広報紙を通じた啓発活動を併せて実施するなど、無断転用防止に鋭意取り組んでまいります。

定例農家相談について

毎月7日（休日の場合前日）を定例農家相談日とし、農地部会委員と農政部会委員、各1名の輪番制により実施。相談内容は、相談ノートに記録し保存するものとする。

農地法第3条の2（農地及び採草放牧地を適正に利用していない者への勧告）農地法第3条の3（相続等で農地を取得した場合の届出）また、農地法第25条1項に基づく和解の仲介等に鋭意取り組む。

農地紛争などの和解の仲介については 27 ページのとおりです。

以上で平成28年度 農地部会の事業計画（案）の説明を終わります。

『平田会長』

続きまして、農政部会関係について、松下農地部会長に説明をお願いします。

『松下農政部会長』

資料の28ページをお開きください

目まぐるしく変化する農業諸情勢の中、本市農業経営基盤強化促進基本構想の実現のため、農業者の意見把握に努め、認定農業者や担い手の確保・育成、農地の利用集積に鋭意取り組むことにより、持続可能な力強い農業の実現に努める。また、農業者が老後に安心して暮らせるよう、農業者年金の加入推進にも努める。

農政部会は、原則として毎月20日（休日の場合はその翌日）の午前10時から開催する。

認定農業者等担い手の育成及び確保について

意欲ある農業経営者に認定農業者のメリット等の周知を行うとともに、中讃農業改良普及センター・市産業課・JA香川県農協等の関係機関との連携を図り、認定農業者等担い手の確保・育成に努める。

認定農業者3経営体、農地所有適格法人1経営体の増加を平成28年度の目標とします。

農地集積支援事業について

認定農業者等、担い手への利用集積のため、農地中間管理機構・市産業課・JA香

川県農協と連携を密にし、利用集積の拡大に努める。

集積面積 70ha を平成 28 年度の目標とします。

経営改善支援事業について

坂出市農業経営者協議会は、農業経営の健全な発展、農業経営者の社会的・経営的地位向上に寄与することを目的とし、優良先進地視察研修、簿記記帳講習会、各種研修会の開催や交流会などの参加を通じて、会員相互の連携・研さんに努め、効率的かつ安定的な農業経営の確立をめざす。

平成 28 年度の活動目標は、29 ページに掲載しております。

農業者との意見交換会の開催について

平成 22 年度より実施している認定農業者等の担い手育成を始め、農業者との「意見交換会」を市長・中讃農業改良普及センター・市産業課の出席を賜り開催し、本市農業の振興施策等につき意見交換を行い農業施策等に関する改善意見に反映させる。

意見交換会の時期は、平成 28 年 10 月を予定しています。

農業者年金業務について

農業者年金の一層の加入促進を図るため、引き続き関係機関・団体と連携し、農家へのリーフレット配布等の広報活動や担当者の知識向上を目的とした年金業務担当者会を開催するなどの取り組みを行う。

農業者年金担当者会を平成 28 年 7 月に、農業者年金個別相談会を随時予定しております。

以上で平成 28 年度 農政部会の事業計画（案）の説明を終わります。

『平田会長』

ありがとうございます、ただいま第 2 号議案につきまして、両部会長より報告がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

< 異議なしの声あり >

『平田会長』

別段、ご意見もないようございますので、

第 2 号議案 「平成 28 年度事業計画（案）」については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

ご承認をいただける方は、拍手をお願いします。

< 拍手多数 >

『平田会長』

ありがとうございました。第 2 号議案「平成 28 年度事業計画（案）」について原案どおり承認することといたします。

次に、その他案件として、事務局の方で、何かございますか

【細川事務局長】

特にございません。

『平田会長』

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。
これで議長を解任させていただきます。 ご協力大変ありがとうございました。

【細川事務局長】

最後に、閉会に当たりまして新谷会長職務代理よりご挨拶を申し上げます。

『新谷会長職務代理』

大変長時間に亘りご審議いただきましてありがとうございます。我々の任期もあと1年でございます。「農業委員会に関する法律」が、昭和26年の10月に施行されまして、今年で64年目になります。来年から法改正に伴う新しい体制で行くこととなりますのでその新しい組織づくり、また耕作放棄地の解消、担い手の育成などいろいろ忙しい1年になろうかと思いますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

以上をもちまして総会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【細川事務局長】

ありがとうございました。

14:25

上記顛末を記し、坂出市農業委員会通常総会の事実と相違ないことを認める。

平成28年5月30日

署名委員

署名委員